

＜特別決議＞

「沖縄防衛局は知事意見に真摯に答える環境影響評価の実施を」

沖縄県知事は2012年2月20日、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」についての知事意見を、事業者である沖縄防衛局に提出した。この知事意見は、沖縄県環境影響評価審査会からの答申を踏まえるとともに、環境影響評価法には規定がないが、環境保全の見地からの意見を有する者の意見、及び、名護市長、宜野湾村長の意見にも考慮して作成されたものである。

意見の内容は25分野175件の問題点をあげているが、以下の4点に要約される。

- ① 辺野古移設は地元の理解が得られず、事実上、不可能である。
- ② 評価書の措置では、辺野古周辺の生活環境や自然環境の保全は不可能である。
- ③ オスプレイ配備を評価書で追加したことは手続き上、適切とは言い難い。
- ④ 住民から再アセス実施について強い要望がある。

これらは、いずれも妥当なもので、事業実施に当たり合理的で公正な判断を支援するものとしての環境影響評価を正しく適用するための必要な事項を示したものである。この知事意見に対し、事業者である沖縄防衛局は形だけの応答ではなく、意見に正面から答える「意味ある応答」をするべきである。

持続可能な社会づくりを目指す科学者、技術者等の専門家からなる、日本環境会議は、沖縄防衛局に対し以下の対応を取ることを求めるものである。

1. 知事意見に、形だけの応答ではなく、真摯に答えなければならない。
2. 全体を事業計画の検討段階にさかのぼり、改めて、十分な情報公開と参加に基づく透明性の高いプロセスでの検討を行わなければならない。
3. そのために、合理的で公正な判断形成を支援するプロセスとして、立地検討段階から行う戦略的環境アセスメントを実施しなければならない。

2012年3月18日

第29回 日本環境会議 島根大会